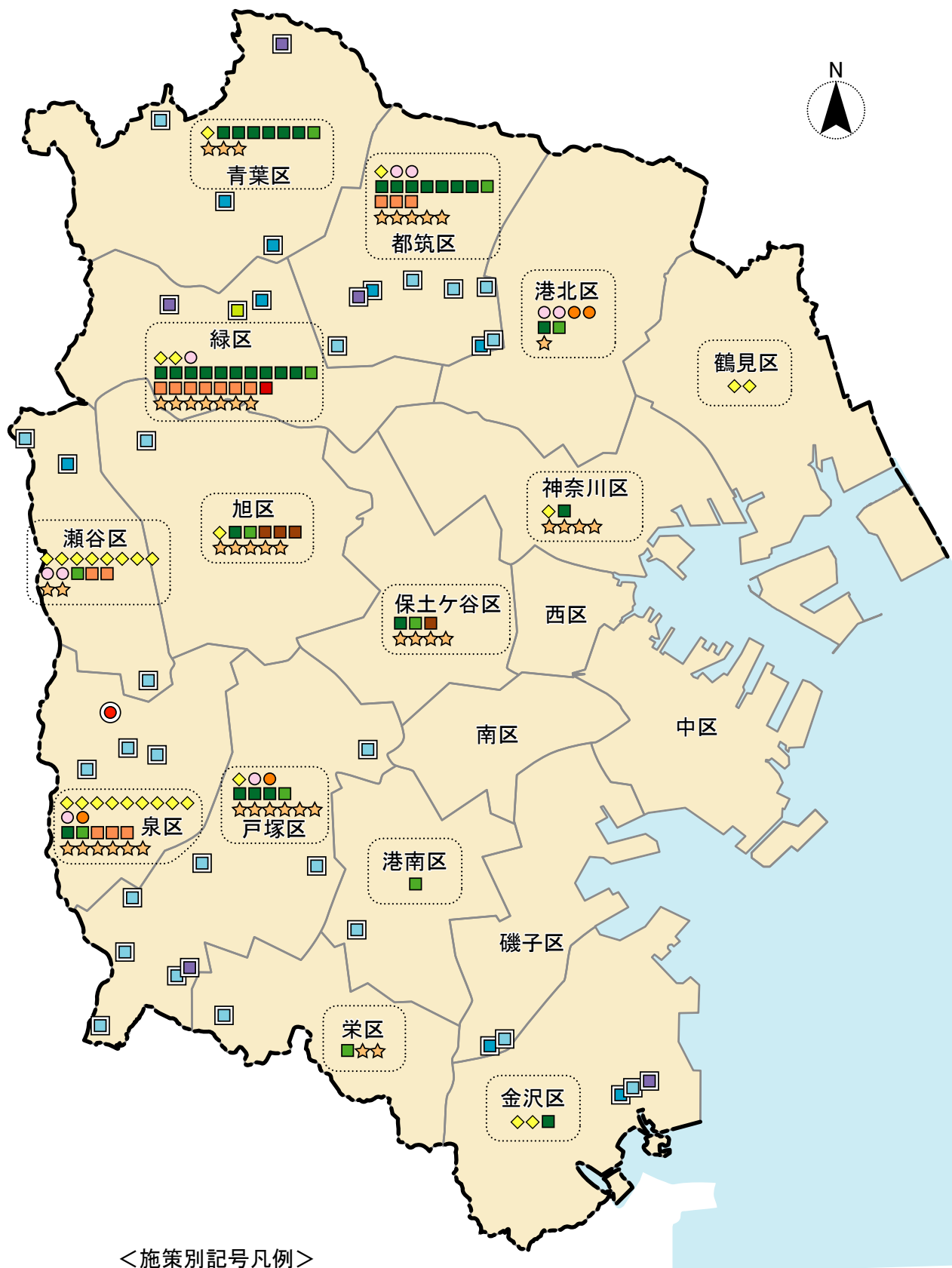




資料3-3 農地を守る



<施策別記号凡例>

- ◇ 継続保有の促進
- 農業振興
- 農地保全
- ☆ 担い手育成

<各区の事業・取組実施状況>

凡例	事業・取組名	単位	各区																	計												
			鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区	栄区	泉区		瀬谷区											
◇	[26] 農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減	件	2	1																9	8	28										
◎	[27]◇ 共同直売所の設置支援事業 ・泉区(泉ファーマーズマーケットの保冷库)	箇所																			1	1										
○	[28]● 収穫体験農園の開設支援事業	箇所											2	1		2	1			1	2	9										
●	[29]◇ 施設の省エネルギー化推進事業	箇所										2				1				1	1	4										
■	[31]◇ 集团的農地の維持管理奨励事業	団体		1																	1	32										
■	[32]● 水田保全契約奨励事業	ha									0.7	0.2	0.9								1.1	26.3	26.4	6.3	7.5	2.2	14.1	2.8	88.6			
■	[33]◇ かんがい施設整備事業 緑区(小山町 約0.8ha)	ha											0.8															0.8				
■	[34]● 不法投棄対策事業(監視警報装置設置) ・磯子区(水取沢農業専用地区) ・金沢区(柴農業専用地区) ・緑区(北八朔町) ・青葉区(上谷本町、下谷本町) ・都筑区(大熊町、池辺農業専用地区) ・瀬谷区(上瀬谷農専・中屋敷)	地区													1	1		1	2	2							1	8				
■	[34]● 不法投棄対策事業(夜間監視パトロール) ・港南区(野庭農業専用地区) ・旭区(下川井町) ・磯子区(水取沢農業専用地区) ・金沢区(柴農業専用地区) ・青葉区(寺家町) ・都筑区(大熊町、東方農業専用地区、折本農業専用地区、新羽大熊農業専用地区、佐江戸宮原農業専用地区) ・戸塚区(東俣野町、俣野町、深谷町、汲沢町・中田南五丁目、舞岡農業専用地区、小雀農業専用地区、平戸農業専用地区) ・栄区(長尾台農業専用地区) ・泉区(和泉町、中田農業専用地区、並木谷農業専用地区) ・瀬谷区(上瀬谷農専・中屋敷、阿久和南、目黒町)	地区										1		1	1	1			1	5	7	1	3	3			3	24				
■	[34]● 不法投棄対策事業(清掃活動支援) ・金沢区(柴農業専用地区) ・緑区(十日市場町) ・青葉区(保木農業専用地区) ・都筑区(池辺農業専用地区) ・戸塚区(小雀農業専用地区)	地区													1			1	1	1								5				
■	[35]● 環境配慮型施設整備事業(農業飛散防止対策)	箇所																				7		3			3	2	15			
■	[35]● 環境配慮型施設整備事業(その他施設整備)	件																				1							1			
■	[35]● 環境配慮型施設整備事業(牧草による環境対策)	地区													1	3													4			
☆	[38]◇ 農業後継者・横浜型担い手育成事業	件		4																	4	5		1	7	3	5	6	2	6	2	45

※[27]、[33]、[34]の事業は、おおよその事業実施位置を
図中に示したものです。

※その他の事業については、区ごとの事業・取組実施状況
を図示したものであり、事業・取組を実施した位置を
示すものではありません。

※四捨五入の関係により、合計面積が一致しないことがあります。